

平成 30 年度

# 事業計画書

公益財団法人 横浜市シルバー人材センター

## 平成 30 年度 事業計画 基本方針

景況感の改善が業界・企業に広がるほど国内景気が拡大し、有効求人倍率も 1.59 倍（30 年 1 月）と高水準にあります。そのため、企業においては人手不足の状況が見受けられます。特に、定年延長や、65 歳までの継続雇用制度などから、生産年齢人口の人材確保が難しくなっていて、仕事によっては 65 歳以上の高齢者へのハローワークや求人情報誌等を通じた求人が増えており、多様な求職活動が行われています。

このような状況のため、横浜市シルバー人材センターに登録する高齢者が年々減少しており、登録会員の平均年齢も 72 歳と上がっています。団塊の世代が 68 歳から 70 歳に達し高齢者が増えているなか、魅力あるセンター作りを行うことにより、多様な求職活動・多様な生きがいの中からセンターを選んでもらい、一人でも多くの高齢者への就業機会の提供・社会参加の役に立てるよう「就業・生きがい支援強化」に重点を置き、事業に取り組んでまいります。

具体的には、会員の就業においては、29 年度から開始した「区別会員担当者制度」の活用による就業相談の充実や、お仕事情報の事務所掲示板への掲示等により、就業情報の提供方法を拡大し、多くの会員や高齢者の市民に気軽に事務所に就業相談に訪れてもらい就業に繋げていける体制を作ります。

生きがい支援においては、サークル活動・ボランティア活動、会員の特技や趣味を生かしたワークショップ等により生きがいの場を創出してまいります。

就業機会の拡大では、29 年度に引き続き、役職員・事業推進員による新規受注開拓、既存発注者への営業活動を進めてまいります。また、植木・除草に就業する会員を増やし受注の取りこぼしを減らす、受注情報の職員間・事務所間での情報共有の強化によるミスマッチの解消、会員の特技を生かした講師派遣や独自事業の拡大等を行うことで受注拡大を図ってまいります。

その他、29 年度から開始した、会員獲得とシルバー事業の PR を兼ねた、「一般市民高齢者向けセミナー」の開催回数を増やします。

組織体制の強化につきましては、引き続き厳しい財政状況のなか、事業・経費の見直しを行い削減を図ります。また、29 年度で正規職員 3 名の定年退職がありますが、組織体制を見直し、本部と事務所、事務所と事務所の連携強化を図り、より効率的な事業運営が行える体制を構築していくと同時に、健康経営にも取り組んでいきます。

また、平成 27 年度から 29 年度（3 か年）の横浜市との協約期間が終わりとなりますので、平成 30 年度から平成 32 年度（3 か年）の、新たな協約の締結を行います。

### 重点事業

- 1 就業・生きがい支援強化
- 2 就業機会拡大
- 3 安全・適正就業推進
- 4 人事・組織体制の強化

### 事業計画目標

- ・ 契約金額 36 億 6,331 万円（税込）  
（内訳）請負・委任事業 31 億 6,231 万円（税込）  
労働者派遣事業 5 億 100 万円（税込）
- ・ 会員数 10,500 人
- ・ 就業延人員 790,000 人日

## 1 就業・生きがい支援強化

### (1) 入会促進・退会抑制

- ア 事務所の掲示板に「お仕事情報」を掲示し、会員や高齢者市民に情報提供を行います。
- イ 会員や高齢者市民が立ち寄りやすいように職員の接遇の向上、事務所のレイアウト、POPの見直し等、事務所の雰囲気づくりを進めます。
- ウ 会員による友人・知人への登録紹介等に対するポイント制度を実施します。
- エ 会員不足の地域・職種を対象・明記したチラシを各戸に配布します。
- オ 地域イベントやボランティア活動などの機会を通じてチラシを配布します。
- カ 広報紙やミニコミ誌を活用したPRを行います。
- キ シルバー事業PRを兼ねた、「一般市民高齢者向けセミナー」を開催します。
- ク ケアプラザ・地区センター・老人福祉施設・商業施設等への定期訪問を行い利用者を対象とした小規模セカンドライフセミナーの提案、パンフレット配架の開拓を進めます。

### (2) 会員支援体制の強化

- ア 区別会員担当者制度や就業相談会の定期開催等、会員が就業相談をしやすい事務所の体制を作ります。
- イ 会員ひとり一人の就業に当たっての諸条件や希望、キャリア等に関する聴き取りと、事務所・職員間での情報共有化の仕組みを構築します。

### (3) 研修・講習の実施

- ア 接遇マナー向上・個人情報保護の徹底  
全会員に対し、会員登録時及び就業開始時に、過去のトラブル事例等を示すとともに、事務所及び周辺の会場で研修を定期的で開催します。
- イ 職種別導入部講習の実施  
就業経験のない会員に対し、植木剪定、清掃、スーパー内作業等の仕事の導入部分の講習を行うことで、就業を始めやすい環境を作ります。
- ウ 講習会の開催  
受講を希望する会員に対し、緑地管理講習会・家庭内清掃等の講習会を実施し会員の技能向上を図ります。

### (4) 生きがいのための会員主体活動

- ア サークル活動、ボランティアのPR、支援強化をします。
- イ 会員の特技、活動を地域社会づくりに活かす、仕組みの検討を行います。

## 2 就業機会拡大

### (1) 商工会議所、企業組合、技能団体等と連携した新たな就業分野開拓

### (2) 新規顧客開拓

事業推進員を中心に情報共有・連携を徹底し、新規顧客開拓を行います。

### (3) 既存顧客への受注開拓

就業会員の交代・追加、打合せ、現場確認等に伴う既存顧客への訪問を通じて、他職種や他物件での求人状況を聞き取る等、追加受注の営業を行います。

### (4) 福祉援助家事サービス受注の拡大

- ア 就業会員を確保するために仕事説明会や相談会を実施します。
- イ 就業会員のスキル向上のために家事サービス講習会を実施します。
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業で区協議体、事業者、利用者にPRを行います。
- エ スーパー等、商業施設を中心にリーフレットを配架します。

### (5) 植木・除草受注の拡大

- ア 新規就業会員を増やすため仕事説明会や相談会を実施します。
- イ 植木・除草の仕事を希望する会員が、就業に就きやすい仕組みとしての入口研

修の実施回数を増やします。

ウ 職群班リーダーと連携し、就業会員の技能、サービス向上に取り組みます。

エ 顧客台帳と就業会員データ管理を連携し、依頼から就業までの時間を短縮化します。

オ 発注者と会員との就業調整及び現場確認を行い、顧客満足度を高めます。

カ 職群班会議を開催し、就業会員の情報交換及び就業を促進します。

キ 段階別技能講習会を実施し、技能向上と均一化を図ります。

ク 「空家等の適正な管理の推進に関する協定」締結団体と連携し、空き家等管理業務を広報します。また、植木・除草の市外発注者に対し、PR チラシを送付します。

#### (6) 新規事業の拡大

ア 空家事業における、植木・除草の受注拡大を図ります。

イ 平成 28 年度から横浜市と協定を締結している横浜市生活支援サービス高齢者見守り協働事業（生活あんしんサポート事業）に、引き続き 30 年度も協定を締結し、ちょこサポ事業を行ってまいります。

ウ 会員の専門性を活かした企業向けセミナー講師等の分野を開拓、創出します。

#### (7) 公共受注の拡大

年齢や体力に左右されにくい封入作業等を受託するために、局や区役所に対し PR を行います。

#### (8) 配布受注の拡大

会員の健康増進と生きがい支援に適した配布の仕事で公共広報物を中心に受託するための営業活動を行います。

#### (9) 独自事業の充実及び新規創出

ア 独自事業の拡大・新規創出を行い、新たな就業機会を作ります。

イ 会員の特技、活動を地域社会づくりに活かす仕組みの検討を行います。

#### (10) 広告展開と効果測定

より効果的な広告展開を行なうため、広報媒体の効果測定を徹底します。

### 3 安全・適正就業推進

(1) 職員及び安全管理委員による就業先への視察を行い、会員に対する事故防止及び注意喚起を行います。就業場所で事故や安全上の問題が生じた場合は、現場確認と原因分析を徹底し、発注者に対し、改善要請を行い、事故防止を図ります。

(2) 事故発生率の高い、植木剪定、刈り払い作業従事者に安全啓発研修を実施します。

(3) 会員の緊急連絡先等が記載された「緊急連絡カード」の携帯、休日の緊急連絡体制、会報誌に安全啓発記事を掲載します。

(4) 傷害・賠償事故の発生に備え、引き続き、シルバー保険に加入します。

(5) 11 月を適正就業月間と定め、受注内容が適正か否かの検証を継続して行います。

(6) 特に、新規受注に対しては、必ず現場確認等を行い、就業形態に相応しい契約を締結します。

(7) 28 年度に定めた「適正就業に関する基準」の就業年限に基づき、長期継続就業会員の解消を丁寧に行うことで、会員全体でのワークシェアリングを図ります。

### 4 人事・組織体制の強化

#### (1) 経営基盤の確立

ア 全ての事業及びその経費を検証し、不必要又は効果的でない認められる事業・経費について、見直し、削減します。

イ 31 年 10 月に予定されている消費税増税を見据え、事務費率の扱いについて、検討していきます。

- (2) 福祉・家事援助サービス会員コーディネーターの配置・活用
  - ア 各事務所に2名配置します。
  - イ 福祉・家事援助サービスの受注に対応します。
  - ウ 発注者と会員との就業調整及び同行訪問を行います。
- (3) 植木・除草会員コーディネーターの配置・活用
  - ア 各事務所に最大2名配置します。
  - イ 植木・除草の受注に対応します。
  - ウ 会員の確保と育成・強化を行います。
  - エ 発注者と会員との就業調整及び現場確認等を行います。
- (4) 事業推進員の配置・活用
  - ア 各事務所に1名配置します。
  - イ 事業所発注担当者に訪問し、受注開拓を行います。
  - ウ 会員不足地域への会員募集チラシや個人家庭向けの受注PRチラシの配布・公共施設等への各種パンフレットの配架を行います。
- (5) 安全管理委員会の配置・活用
  - ア 各事務所に本部安全管理委員と支部安全管理委員を1名ずつ配置します。
  - イ 本部・事務所の安全管理委員会活動計画の策定
  - ウ 安全管理委員は、事故発生現場等就業現場への巡回視察を行います。
  - エ 事故防止のため、会員及び発注者への安全啓発を行います。
- (6) 職員別職位別育成研修
 

職員別職位別に研修を実施し、当センターを支える職員の全体的なスキルアップを図ります。
- (7) 基本計画・年度別事業計画に基づく、四半期ごとの業務及び予算の執行管理・検証を実施し、その都度必要な取組を行います。
- (8) 組織体制
 

職員の定年退職等により、運営に支障がでないように組織体制を見直し、本部と事務所、事務所と事務所の連携強化を図り、より効率的な事業運営が行える体制を構築します。また、本部・事務所、職員・スタッフ等、それぞれの役割、権限と責任を明確化します。
- (9) 健康経営の取り組み
 

職員の活力向上や生産性の向上等、組織の活性化を図ります。有給休暇の取得啓発や残業削減の取組、健康セミナーへの参加、産業医の導入の検討等を行います。
- (10) 公的使命の達成に向け、横浜市と平成30年度から平成32年度（3か年）の協約を締結します。

## 5 評議員会・理事会の開催

評 議 員 会	6月・3月予定
理 事 会	6月・11月・3月予定